

## 第Ⅲ章 地域別方針

Chapter Ⅲ

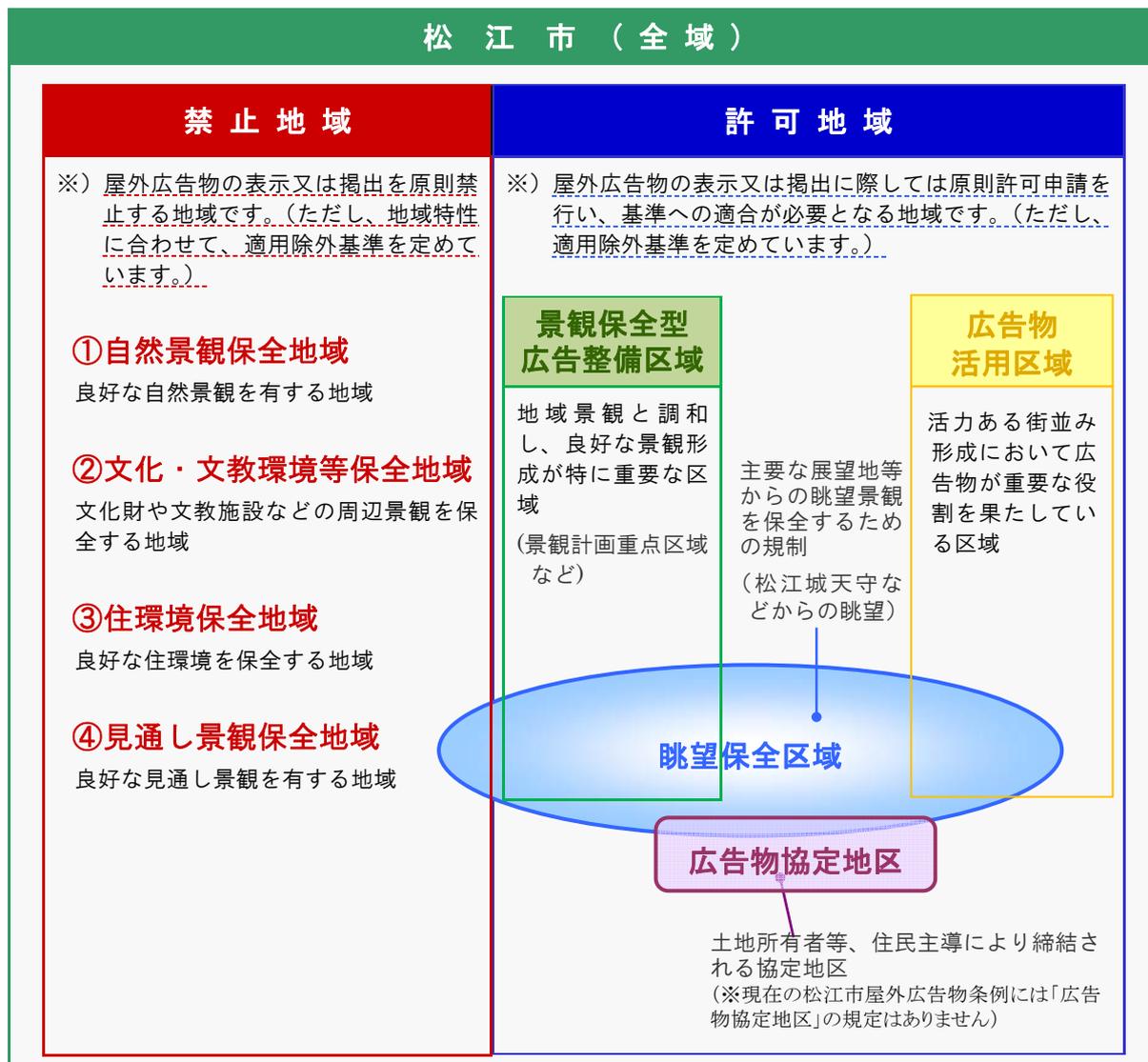
## 1. 地域区分

### (1) 地域区分

松江市屋外広告物条例では、景観特性等に応じて地域を区分し、守るべき景観と規制すべき屋外広告物の種類や形態・意匠などをきめ細かく設定します。

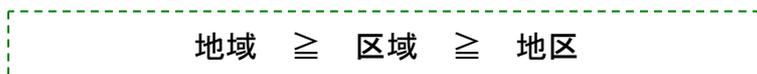
景観特性等に応じた地域区分の基本的な模式図は下図のとおりです。

[松江市屋外広告物条例に基づき規制・誘導する地域の区分]



### ※「地域」、「区域」、「地区」の使い分けについて

本計画では土地の範囲を「地域」「区域」「地区」という言葉で表現していますが、面積的な考え方に基づいて以下のとおり使い分けています。(但し、法令等で定められたものはこの限りではありません)



(2) 適用除外

屋外広告物は極めて広い概念であり、日常生活の中にある屋外広告物の全てを規制の対象とするのは、市民生活の上からも、行政効率の観点からも適当ではありません。そこで、社会生活を営むうえで必要最小限の広告物等については、一定の事項の規制を受けないよう、適用除外項目を定めます。

[屋外広告物の区分及び適用除外対象項目]

屋外広告物の区分		適用除外対象項目	禁止物件	禁止地域	許可	眺望保全	基準
①	法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件						
②	公職選挙法の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件						
③	ベンチ、カーブミラーその他の施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名、又は屋号を表示する場合		○	○	○	○	無
④	冠婚葬祭、祭礼等のために一時的又は仮設的に表示し、又は設置する広告物又はこれの掲出物件（道標を除く）						
⑤	人、動物、車両又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件						
⑥	交通規制の予告のために設置する広告物又はこれの掲出物件（以下、「交通規制看板」という。）		○	○	○	○	有
⑦	国又は地方公共団体等が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件（以下「公共団体等の広告物」という。）		○	○	○ (協議)	×	無
⑧	営利を目的としない広告物又はこれの掲出物件等で市長が必要と認めるもの（以下、「営利を目的としない広告物」という。）		○	○	○ (協議)	×	有
⑨	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件（以下、「管理用広告物」という。）		○	○	○	×	有
⑩	自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事務所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件（以下、「自家用広告物」という。）		×	○	○	×	有
⑪	道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件（以下、「道標・案内図板等」という。）		×	○	×	×	有

注) 禁止物件：第Ⅱ章 2. に規定する禁止物件の基準  
 禁止地域：第Ⅲ章 2. に規定する禁止地域の基準  
 許可：序章 3. (4) に規定する許可申請  
 眺望保全：第Ⅲ章 6. に規定する眺望保全区域の基準  
 基準：適用除外となるための基準の有無

○：適用除外となる  
 ×：適用除外とならない

## 2. 禁止地域

貴重な自然景観や文化的景観、快適な生活環境など、良好な景観の形成や風致を特に保全する必要があると判断される地域を指定します。

禁止地域は、広告物の掲出を原則禁止する地域です。具体的には保全すべき景観や風致の対象が都市計画法や景観法、文化財保護法などの他法令で指定されるもの及びその周辺や、公共公益施設、主要幹線道路や河川及びその沿線などを基本として指定します。

指定地域においては、

- ・ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方
- ・ 指定する範囲
- ・ 適用除外基準及び許可申請

を定め、地域の良好な景観の形成や風致の保全を図ります。

### 2-1 自然景観保全地域

#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

禁止地域のうち、自然景観保全地域に指定する区域及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：湖・海・山の良好な自然景観	
指定地域の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>湖・海・山の優れた自然の風景地や貴重な自然環境を有すると判断される地域を指定します。</p> <p>範囲としては、自然公園法(昭和32年法律第161号)、島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)に基づき指定された区域や、市街地などの背景として景観上重要な役割を果たしているもの、松江市ならでの自然景観としてその重要性が認められるものの範囲を指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 非自家用広告物の表示又は掲出は原則禁止します。</li> <li>➔ 自家用広告物等については必要最小限の面積と個数に限定します。</li> <li>➔ 色彩は自然景観と調和するよう、できる限り低彩度のものとします。</li> <li>➔ 照明広告物は、動光又は点滅を伴うものを原則禁止します。</li> </ul>

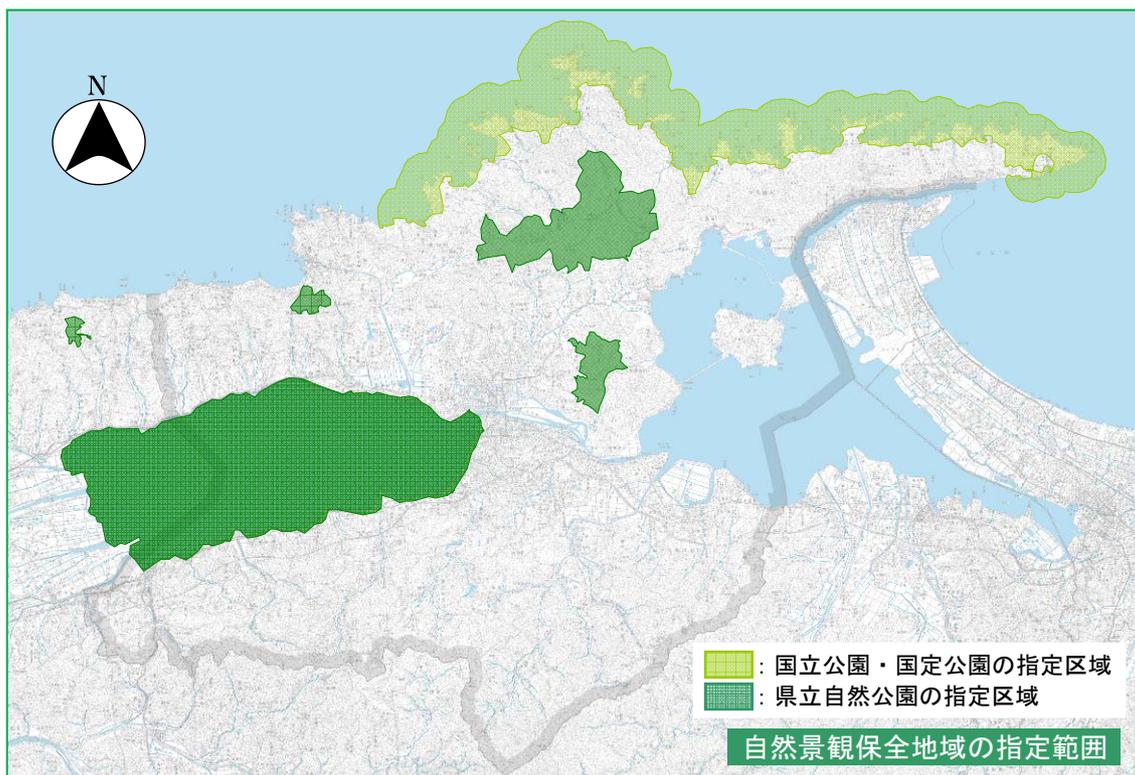
※) 自家用広告物：自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自ら販売し、若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事務所若しくは営業所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※) 非自家用広告物：自家用広告物以外の広告物

## (2) 指定する範囲

自然景観保全地域に指定する範囲は以下のとおりです。

優れた自然景観	<p><b>■ 優れた自然の風景地として指定される国立公園・国定公園の区域</b></p> <p>自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>指定状況：大山隠岐国立公園（松江市域内 1,549ha）</p>
	<p><b>■ 優れた自然の風景地として指定される県立自然公園の区域</b></p> <p>島根県立自然公園条例第4条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域</p> <p>指定状況：宍道湖北山県立自然公園（松江市域内 7,052ha）</p>
	<p><b>■ 貴重な天然林や希少な動植物の生息地として指定される自然環境保全地域</b></p> <p>自然環境保全法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
貴重な自然環境	<p><b>■ 貴重な天然林や希少な動植物の生息地として指定される島根県自然環境保全地域</b></p> <p>島根県自然環境保全条例第16条第1項の規定により指定された島根県自然環境保全地域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
	<p><b>■ 景観法に基づき、地域の良好な景観を保全する必要性が認められる区域</b></p> <p>景観法第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、市長が定める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
その他	<p><b>■ 松江市ならではの自然景観や景観形成上、その保全の必要性が認められる区域</b></p> <p>海浜、高原、山及びこれらの周辺の地域で市長が定める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
	<p>その他市長が必要と認める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
	<p>指定状況：該当なし</p>



### (3) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章1.(2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、自然景観保全地域に掲出することができる広告物は、別表 禁止地域における適用除外基準及び許可申請(Ⅲ-12)のとおりです。

## 2-2 文化・文教環境等保全地域

### (1) 広告物の表示及び掲出別件の設置に関する基本的な考え方

禁止地域のうち、文化・文教環境等保全地域に指定する区域及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：文化財を核とした歴史的な風致と健全な文教環境	
指定地域の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>貴重な文化財やその敷地、市民の憩いの場、学習の場等として重要な役割を果たす地域を指定します。</p> <p>範囲としては、文化財保護法、島根県文化財保護条例、森林法(昭和26年法律第249号)(風致保安林)、都市計画法(風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全地域)により指定される区域やその周辺、また、公園や学校、図書館、美術館、博物館、病院等やその周辺について、健全な風致環境の保全が必要な範囲を指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 非自家用広告物の表示又は掲出は原則禁止します。</li> <li>➔ 自家用広告物等については必要最小限の面積に限定します。</li> <li>➔ 色彩は文化的な雰囲気や周辺風致と調和するものとします。</li> <li>➔ 照明広告物は、動光又は点滅を伴うものを原則禁止します。</li> </ul>

### (2) 指定する範囲

文化・文教環境等保全地域に指定する範囲は以下のとおりです。

森 林	<p>■ 名所又は旧跡の風致を保存するために必要な森林のうち保安林に指定される区域</p>
	<p>森林法第25条第1項第11号の目的を達成するため指定された保安林で市長が定めるもの</p> <p>指定状況：美保神社風致保安林、枕木山風致保安林</p>
文 化 財	<p>■ 歴史・芸術・学術上価値の高いものとして指定される重要文化財、有形文化財、史跡名勝天然記念物とその敷地</p>
	<p>文化財保護法第27条第1項若しくは第78条第1項の規定により指定された重要文化財若しくは重要有形民俗文化財又は同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、若しくは仮指定された史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物及びその敷地で市長が定める区域</p> <p>指定状況：松江城、美保神社の境内、佐太神社の境内、木幡家住宅の敷地の区域、神魂神社の境内ほか</p>
	<p>島根県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及びその敷地で市長が定める区域</p> <p>指定状況：明々庵の敷地の区域、真名井神社の境内、内神社の境内、古天神古墳ほか</p>
	<p>松江市文化財保護条例(平成17年松江市条例第173号)第4条第1項の規定により指定された市指定文化財及びその敷地で市長が定める区域</p> <p>指定状況：講武岩屋古墳、堀部古墳群、富士名判官義綱古墳、伊賀見1号墳</p>

公園 ・ 緑地 等	<p><b>■ 市民の憩いの場として設置される公園の区域</b></p>
	<p>都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された都市公園の区域</p> <p>指定状況：松江総合運動公園、北公園、楽山公園、東出雲中央公園ほか</p>
	<p>松江市農山漁村公園条例（平成 24 年松江市条例第 55 号）第 3 条の規定により指定された農山漁村公園の区域</p> <p>指定状況：根連木農村公園、野波海浜公園、大塚山公園、富士ヶ瀬公園ほか</p>
	<p><b>■ 地域住民の生活環境の確保に必要な都市の緑地の区域</b></p>
	<p>都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた風致地区、特別緑地保全地区又は緑地保全地域で市長が定める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
	<p>松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例（平成 17 年松江市条例第 341 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された緑地保全区域及び自然環境保全区域</p> <p>指定状況：千手院緑地保全区域、売布神社緑地保全区域、山代神社緑地保全区域、万寿寺・桐岳寺緑地保全区域、円城寺緑地保全区域、月照寺・清光院・愛宕神社緑地保全区域</p>
公共 公益 施設	<p><b>■ 多くの人が集う公共公益施設とその区域</b></p>
	<p>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の公用又は公共建築物及びその敷地並びにこれらの周辺で市長が定める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>
そ の 他	<p><b>■ 鎮魂の場、埋葬の場として心を鎮め厳粛な雰囲気を保全する必要がある区域</b></p>
	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 5 項の規定により許可を受けた墓地又は同条第 7 項の規定により許可を受けた火葬場</p> <p>指定状況：松江市斎場、松江市公園墓地、松江市宍道金山共同墓園、松江市宍道平成記念公園ほか</p>
	<p><b>■ その他良好な風致を保全する必要がある区域</b></p> <p>その他市長が必要と認める区域</p> <p>指定状況：該当なし</p>

### （3）適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1.（2）「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、文化・文教環境等保全地域に掲出することができる広告物は、別表 禁止地域における適用除外基準及び許可申請（Ⅲ－12）のとおりです。

## 2-3 住環境保全地域

### (1) 広告物の表示及び掲出別件の設置に関する基本的な考え方

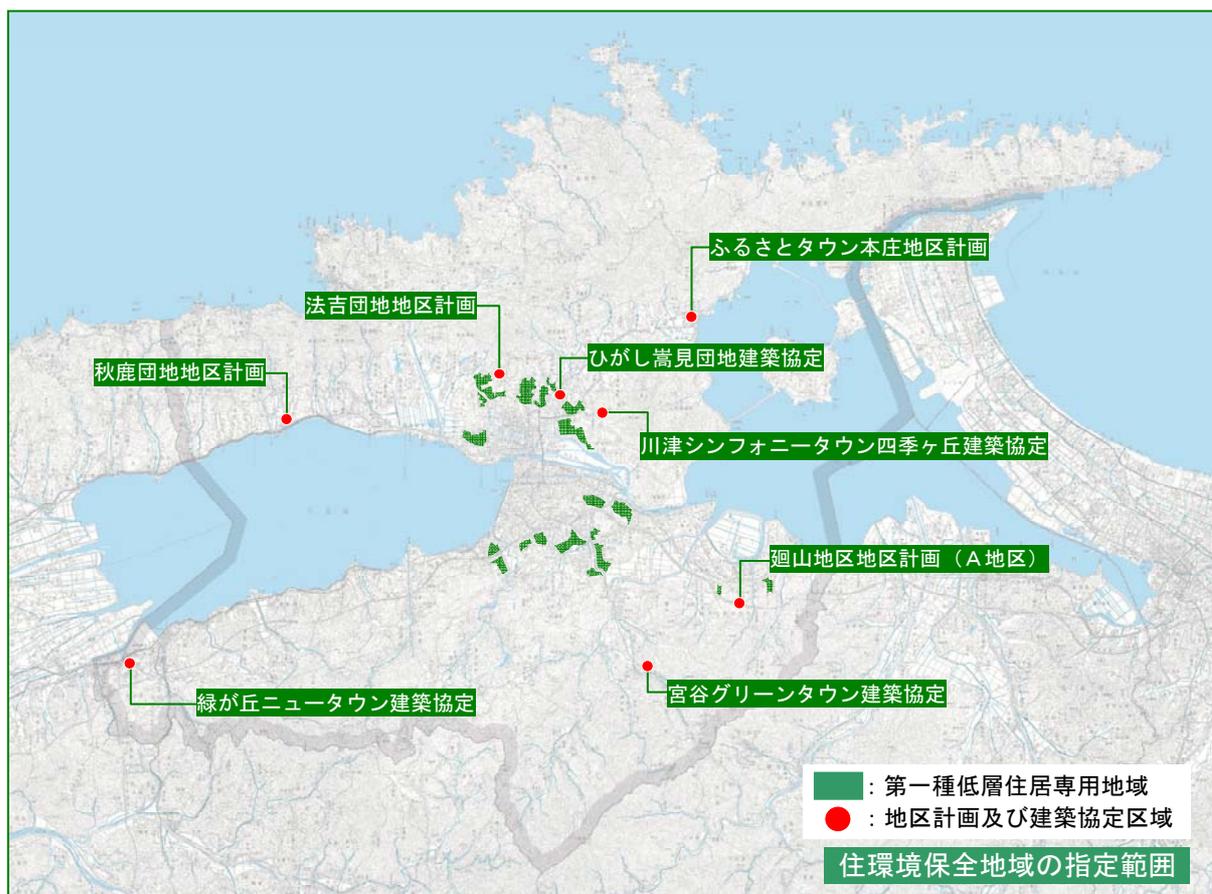
禁止地域のうち、住環境保全地域に指定する区域及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：低層住宅が建ち並ぶ閑静な住環境	
指定地域の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>計画的に開発・整備された閑静な住宅地、地域住民の同意に基づき定められたルールにより良好な住環境が形成されている地域、又はその保全を図るべき地域を指定します。</p> <p>範囲としては、都市計画に低層住宅の立地・誘導により良好な住環境を保全する地域として定めた用途地域（第一種低層住居専用地域）の区域や、地区計画等に基づき良好な住環境を形成する地域を指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 非自家用広告物の表示又は掲出は原則禁止します。</li> <li>➔ 公益上必要と判断されるものについては許容します。</li> <li>➔ 自家用広告物等については必要最小限の面積とします。</li> <li>➔ 色彩は落ち着いた住環境と調和するものとします。</li> <li>➔ 照明広告物は、動光又は点滅を伴うものを原則禁止します。</li> </ul>

### (2) 指定する範囲

住環境保全地域に指定する範囲は以下のとおりです。

良好な住環境	<p><b>■ 低層住宅の立地・誘導により良好な住環境を保全する地域</b></p>
	<p>都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域</p>
	<p>指定状況：第一種低層住居専用地域</p>
	<p><b>■ 住民同意で定められたルールにより良好な住環境が形成されている地域</b></p>
	<p>都市計画法第12条の5第1項の規定により定められた地区計画区域のうち、市長が定める区域</p>
	<p>指定状況：秋鹿団地、ふるさとタウン本庄、法吉団地、廻山地区のA地区、しんじ学園台A地区</p>
	<p>建築基準法第69条及び松江市建築協定条例（平成23年松江市条例第328号）第2条の規定により締結された建築協定の区域及びそれに準ずる区域で市長が定める区域</p>
	<p>指定状況：ひがし嵩見団地、川津シンフォニータウン四季ヶ丘、宮谷グリーンタウン、緑ヶ丘ニュータウン</p>
	<p><b>■ 景観法に基づき、地域の良好な景観を保全する必要がある区域</b></p>
	<p>景観法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、市長が定める区域</p>
<p>指定状況：該当なし</p>	
<p>景観法第81条の規定により定められた景観協定区域のうち、市長が定める区域</p>	
<p>指定状況：該当なし</p>	
<p><b>■ その他良好な住環境を保全する必要がある区域</b></p>	
<p>その他市長が必要と認める区域</p>	
<p>指定状況：該当なし</p>	



※) 地区計画及び建築協定の指定区域は、小さいものが多いため赤丸のプロットで示している。

### (3) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2) 「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、住環境保全地域に掲出することができる広告物は、別表 禁止地域における適用除外基準及び許可申請 (Ⅲ-12) のとおりです。

## 2-4 見通し景観保全地域

### (1) 広告物の表示及び掲出別件の設置に関する基本的な考え方

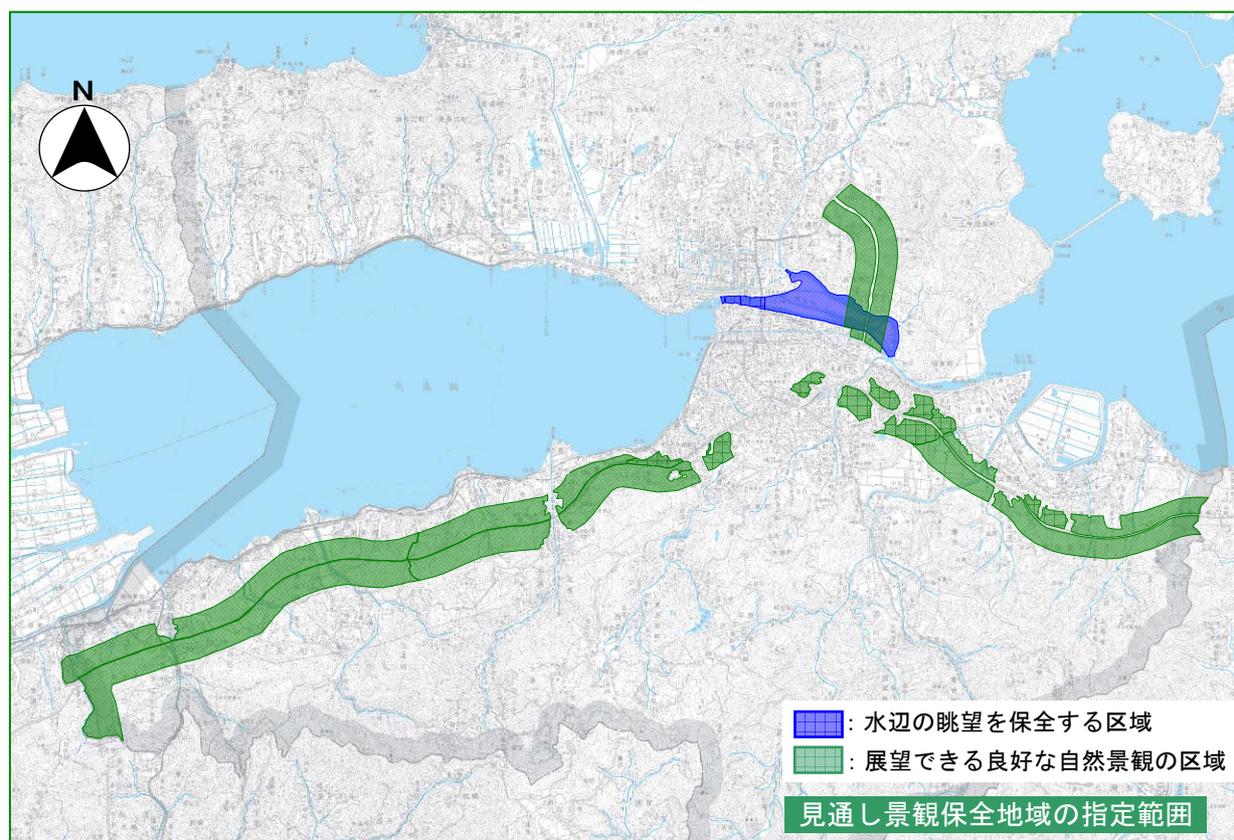
禁止地域のうち、見通し景観保全地域に指定する区域及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：開けた視界から得られる良好な景観	
指定地域の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>高速道路や自動車専用道路沿い及び市街地部を貫流する河川沿いなどの開けた視界から目に飛び込んでくる自然景観で、見る人に潤いと安らぎを与える地域を指定します。</p> <p>範囲としては、高速道路や自動車専用道路等から展望できる可視範囲の一定幅を指定します。また、河川については、河川沿いの必要な範囲に加えて、中州等も対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 非自家用広告物の表示又は掲出は原則禁止します。</li> <li>➔ 公益上必要と判断されるものについては許容します。</li> <li>➔ 自家用広告物等については必要最小限の面積に限定します。</li> <li>➔ 色彩は自然景観と調和する低彩度のものとします。</li> <li>➔ 照明広告物は、動光又は点滅を伴うものを原則禁止します。</li> </ul>

### (2) 指定する範囲

見通し景観保全地域に指定する範囲は以下のとおりです。

	<b>■ 良好な自然景観を展望できる道路や鉄道とそれに接続する区域</b>
道	高速自動車国道、自動車専用道路の全区間及び道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)、鉄道で市長が定める区間並びにそれらに接続する地域で市長が定める区域
路	指定状況：国道9号及び国道485号の自動車専用道路の区間、尾道松江線とそこから展望できる両側500メートルの区域(都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域及びおおむね10戸以上の家屋が連たんする地域を除く。)
	<b>■ 水辺の眺望を保全する区域</b>
河	河川及びその周辺の地域で市長が定める区域
川	指定状況：宍道湖、大橋川、剣先川、朝酌川、中州及びその周囲で市長が定める区域(宍道湖景観形成区域は除く)
	<b>■ その他良好な見通し景観を保全する必要がある区域</b>
その他	その他市長が必要と認める区域
	指定状況：該当なし



### (3) 適用除外基準及び許可申請について

第Ⅲ章1.(2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、見通し景観保全地域に掲出することができる広告物は、別表 禁止地域における適用除外基準及び許可申請(Ⅲ-12)のとおりです。

別表 禁止地域における適用除外基準及び許可申請

区分	基準の項目	適用除外基準（禁止地域）	許可申請	
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要	
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)	
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ等	・許可地域の基準に適合すること	不要 (要協議)	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内	不要	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内	不要	
	色彩等	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法	<p>【道標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称・距離・方向のみであること</li> <li>・相互間距離50m以上</li> <li>・同一目的の広告は、相互間距離200m以上</li> <li>・目的地から5km以内に4個以下</li> <li>・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内</li> </ul> <p>野立広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路面から高さ3m以下</li> <li>・1案内1㎡、合計2㎡以内</li> </ul> <p>集合案内広告の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内</p> <p>電柱広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可地域の基準に適合すること</li> </ul>	<p>【案内図板等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること</li> <li>・道路面から高さ3m以下</li> <li>・自然景観、文化・文教環境等保全地域においては1面3㎡以内、住環境、見通し景観保全地域においては1面5㎡以内</li> </ul>	要
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/5以下とすること</li> <li>・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと</li> </ul>	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
自動販売機	—	・適用除外	不要	

### 3. 許可地域

許可地域は、屋外広告物を掲出する場合に、原則許可が必要となる地域です。

#### (1) 対象地域

許可地域は、禁止地域を除く松江市全域が対象です。

#### (2) 許可基準

許可地域内（景観保全型広告整備区域、広告物活用区域及び広告物協定地区を除く）での屋外広告物の許可基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準 (景観保全型広告整備区域等を除く許可地域)
共通事項			・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下
		脚部の高さ	・0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下	
	気球の大きさ	・直径3m以下	
	広告物の大きさ	・幅1.5m、長さ15m以下	
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	
	高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物(※)	大きさ	・地表から上端まで51m以下 ・広告物の高さが建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 ・面積 1面100㎡、合計400㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1面20㎡、合計80㎡以内
		その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長(縦/横 $\leq$ 1)とすること
	⑨直接表示広告物(※)	大きさ	・屋根・壁面の各面積の1/2以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 20+(壁面面積-500)×4%㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合 40+(壁面面積-1,000)×1%㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1壁面20㎡以内
⑩突出広告物(※)	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	
	道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上	
	道路境界線から突き出す長さ	・0.6m以下	
	その他	・建築物の上端から突き出さないこと	

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準 (景観保全型広告整備区域等を除く許可地域)
一 般 広 告 物	⑪-1 野立広告物(※) (自家用広告物)	大きさ	・相互間距離100m未満、1面15㎡、合計30㎡以内 ・相互間距離100m以上、1面15㎡、1個30㎡以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下
	⑪-2 野立広告物(※) (非自家用広告物)	大きさ	・1面15㎡、合計30㎡以内(20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が1面15㎡、合計30㎡以内)
		高さ	・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下
		表示位置	・相互間距離100m以上、かつ、国道及び鉄道からの距離100m以上、(地形等の理由により100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと)
	⑪-3 野立広告物(※) (非自家用広告物のうち、案内用のもの)	表示内容	・名称、距離、方向のみであること
		大きさ	・1案内1面1㎡、合計2㎡以内 ・集合広告物の場合は1案内1㎡、1面5㎡、合計10㎡以内
		高さ	・地表から上端まで6m以下
		表示位置	・相互間距離50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離200m以上
		個数	・目的地から5km以内に4個以下
	⑫特殊装置広告物	大きさ等	・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと
	⑬アーケード広告物(※)	大きさ	・車道 2㎡以内 ・歩道 1㎡以内
		高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
	⑭アーチ広告物(※)	大きさ	・30㎡以内
		高さ	・地表から下端まで4.7m以上
位置		・幅員20m未満の道路	
⑮電柱、街灯柱等広告物(※)	個数	・突出し 1本1個、巻付け 1本1個	
	大きさ	・突出し 縦1.2m、横0.45m以下 ・巻付け 縦1.8m以下	
	突出しの高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上	
	突出しの取り付け部分の長さ	・0.5m以下	
	その他	・直塗りしないこと	
⑯標識 広告物	バス停留所 非照明式	大きさ	・1面0.25㎡以内 ・表示面の最下端部に設けること
	バス停留所 照明式	大きさ	・表示面の広さの1/3以内 ・表示面の最下端部に設けること
⑰自動販売機			・適用除外(許可不要)
総量規制 ⑦広告幕、⑧屋上広告物、⑨直接表示 広告物、⑩突出広告物の合計		大きさ	・1壁面の面積の1/3以内

(※) 一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要(Ⅰ-13, 14参照)

### (3) 適用除外基準

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、許可地域（景観保全型広告整備区域、広告物活用区域及び広告物協定地区を除く）において、許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（景観保全型広告整備区域等を除く許可地域）
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること（要協議）
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること（要協議）
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
自動販売機	—	・適用除外

## 4. 景観保全型広告整備区域

景観保全型広告整備区域は、許可地域のうち地域景観と調和し、良好な景観形成が特に必要な区域を指定します。

この区域では、松江市固有の伝統的な町並みや自然景観などの景観と調和した良好な広告物の掲出を図ります。

指定区域においては、

- ・ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方
- ・ 指定する範囲
- ・ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準
- ・ 適用除外基準及び許可申請

を定め、地域の景観に調和した屋外広告物による良好な景観形成を図ります。

### 4-1 伝統美観保存区域

#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

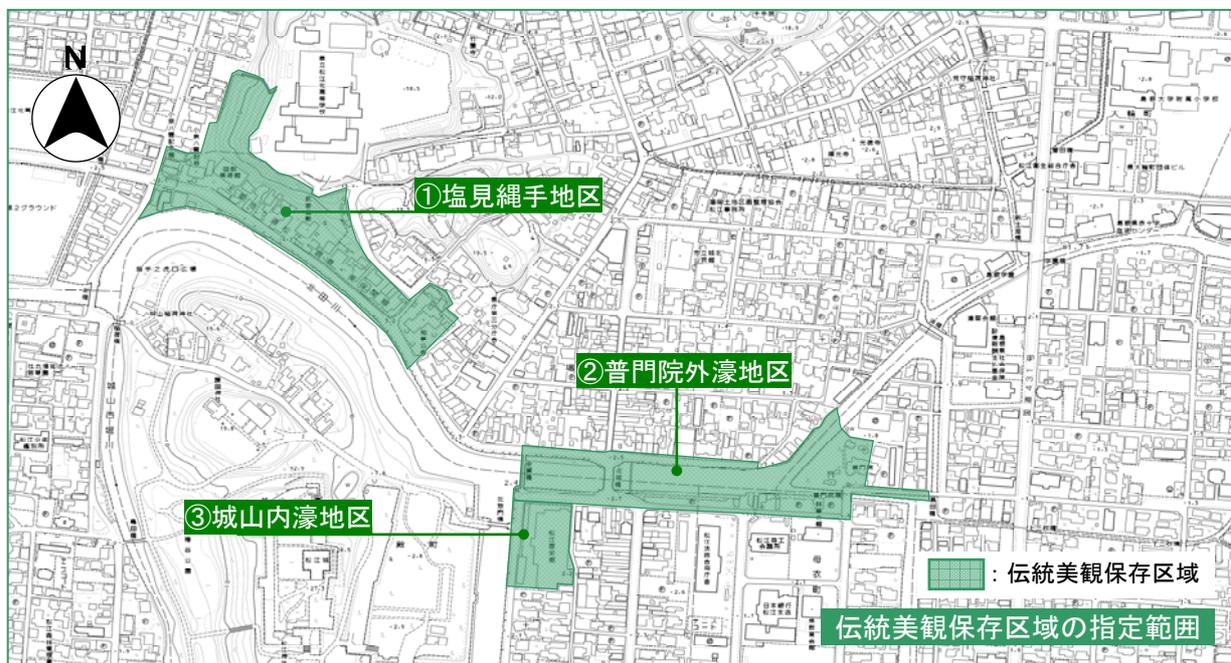
景観保全型広告整備区域のうち、伝統美観保存区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

■ 広告物景観形成の基本的な考え方	
松江市固有の伝統美観を保全するため、景観特性を踏まえたきめ細かな規制・誘導を図ります。	
塩見縄手地区	・ 江戸時代の面影を残す伝統的な町並み景観と調和した広告物の掲出を図ります。
普門院外濠地区	・ 水辺景観の質の向上を図るため、堀川から見える位置への広告物の掲出を禁止します ・ 伝統的な風情を醸し出す景観となるよう落ち着いたある広告物の掲出を図ります。
城山内濠地区	・ 伝統的な様式（※）に配慮した広告物の掲出を図ります。

※ 「伝統的な様式」については巻末資料に掲載。

## (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である伝統美観保存区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は鳥根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

## (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

伝統美観保存区域内での広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	許可基準（伝統美観保存区域）		
		塩見縄手地区	普門院外濠地区	城山内濠地区
共 通 事 項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可（道標を除く）</li> <li>・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸時代の面影を残す伝統的な町並み景観と調和すること</li> <li>・色彩は、簡易広告物についてははげばげしい色彩を避け、落ち着いたものとなるよう配慮し、簡易広告物以外のものについては、はげばげしい色彩を使用しないこと。</li> <li>・素材は、紙や木材など自然素材を用いるよう配慮すること</li> <li>・表示に当たっては、必要最小限のものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀川から見える位置へは広告物を掲出しないこと</li> <li>・色彩は落ち着いたものとし、はげばげしい色彩は避けるよう配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的様式（※）を持った町並み景観と調和するよう配慮すること</li> <li>・色彩は、簡易広告物についてははげばげしい色彩を避け、落ち着いたものとなるよう配慮し、簡易広告物以外のものについては、はげばげしい色彩を使用しないこと。</li> <li>・素材は、紙や木材など自然素材を用いるよう配慮すること</li> <li>・表示に当たっては、必要最小限のものとする</li> </ul>
総 量 規 制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物（道標を除く）の合計面積が5㎡以内</li> </ul>		

（※）「伝統的様式」については巻末資料（資-2）に掲載。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（伝統美観保存区域）		
			塩見縄手地区	普門院外濠地区	城山内濠地区
簡易広告物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内		
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内		
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下		
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内		
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと		
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内		
	⑥気球広告物 ⑦広告幕		・掲出不可		
一般広告物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	・掲出不可	・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ2m以下 ・5㎡以内	・掲出不可
		その他		・建築物の壁面を超えて外側にはみ出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横 ≤1）とすること	
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・5㎡以内		
		大きさ	・伝統的様式を持つ壁面に直接広告文字を書き込まないこと		
	⑩突出広告物（※）	表示位置	・掲出不可	・建築物の上端から突き出さないこと	・建築物の上端から突き出さないこと ・町並みの美しい連続性に配慮すること
		個数		・1壁面2個以下	
		大きさ		・1壁面合計1.5㎡以内	
		道路境界線から突き出す長さ		・車道及び歩道にはみ出さないこと	
	⑪野立広告物（※）	大きさ	・掲出不可	・1面2.5㎡、合計5㎡以内	・掲出不可
		高さ		・地表から上端まで6m以下	
⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物 ⑰自動販売機		・掲出不可			

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14 参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、伝統美観保存区域に許可不要(道標・案内図板等を除く)で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準(伝統美観保存区域)	許可申請	
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要	
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)	
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が5㎡以内	不要	
	色彩	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと。		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が1㎡以内	不要	
	色彩	・色彩は、周辺の景観と調和するものとし、彩度の低いものとするよう配慮すること ・光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法	<b>【道標】</b> ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離200m以上 ・目的地から5km以内に4個以下 ・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内 <b>野立広告物</b> (上記に加えて) ・道路面から高さ3m以下 ・1案内1㎡、合計2㎡以内 ・集合案内広告の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内 <b>電柱広告物</b> ・掲出不可	<b>【案内図板等】</b> ・掲出不可	要
	色彩等	・広告物景観形成基準に適合すること		
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		

## 4-2 宍道湖景観形成区域

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、宍道湖景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

#### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

宍道湖景観は、その大部分を湖面と空が占め、湖面と空を分かちように美しい山並みが見えています。この景観は、水の都松江を象徴するものであり、これらに配慮した景観形成を図ります。

国道9号や国道431号から宍道湖を望む美しい沿道景観は、潤いと安らぎを与え、松江市の玄関口として重要な役割を果たしています。このため、国道9号、国道431号、主要地方道松江鹿島美保関線（以下「主要道路」という。）から湖側については、特に宍道湖への眺望に配慮した広告物の掲出を図ります。

### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である宍道湖景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。（ただし、主要道路から陸側の商業系用途地域を除く。）



- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| ①～②：国道431号の道路中心線から200m線界 | ⑧～⑨：J R山陰本線軌道敷(含)界              |
| ②～③：一畑電鉄軌道敷(含)界          | ⑨～⑩：国道9号の道路中心線から200m線界          |
| ③～④：国道431号の道路中心線から200m線界 | ⑩～⑪：J R山陰本線軌道敷(含)界              |
| ④～⑤：松江市行政界               | ⑪～⑫：国道9号の道路中心線から200m線界          |
| ⑤～⑥：国道9号の道路中心線から200m線界   | ⑫～⑬：J R山陰本線軌道敷(含)界              |
| ⑥～⑦：J R山陰本線軌道敷(含)界       | ⑬～⑭：国道9号の道路中心線から200m線界          |
| ⑦～⑧：国道9号の道路中心線から200m線界   | ⑭～①：主要地方道松江鹿島美保関線の道路中心線から200m線界 |

### (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

宍道湖景観形成区域内での屋外広告物の景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（宍道湖景観形成区域）
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く）</li> <li>・ 湖面ゾーンへの掲出不可</li> <li>・ 景観計画の色彩基準（※）に配慮すること</li> <li>・ 眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総 量 規 制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 敷地内の屋外広告物の合計面積が7 m<sup>2</sup>以内</li> </ul>
簡 易 広 告 物	① 貼り紙	大きさ	・ 1枚1m <sup>2</sup> 以内
	② 貼り札	大きさ	・ 1枚0.3m <sup>2</sup> 以内
	③ 立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦2m、横1m以下</li> <li>・ 脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④ 旗及びのぼり	大きさ	・ 1枚1.5m <sup>2</sup> 以内
		その他	・ 車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤ 置看板	大きさ	・ 1面1m <sup>2</sup> 、合計2m <sup>2</sup> 以内
	⑥ 気球広告物		・ 掲出不可
⑦ 広告幕	大きさ	・ 合計7m <sup>2</sup> 以内	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・ 歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> </ul>	
	その他	・ 建築物を超えて外側に突き出さないこと	
一 般 広 告 物	⑧ 屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の高さ（支柱部分を含む） 2.5m以下</li> <li>・ 面積7m<sup>2</sup>以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の壁面を越えて外側に突き出さないこと</li> <li>・ 1棟に1個まで</li> <li>・ 主たる面を横長（縦/横≤1）とすること</li> </ul>

（※）「景観計画の色彩基準」については巻末資料に掲載。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（宍道湖景観形成区域）
一般 広 告 物	⑨直接表示 広告物（※）	大きさ	・合計7㎡以内
	⑩突出広告 物（※）	大きさ	・合計7㎡以内
		道路境界線から 突き出す高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
		道路境界線から 突き出す長さ	・0.6m以下
	⑪野立広告物 （※）	その他	・建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・1面3.5㎡、合計7㎡以内
		高さ	・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下
	⑫特殊装置 広告物	その他	・主要道路から眺望できる湖面や対岸の山並みを妨げないよう配慮すること （立地条件等によりやむを得ず設置する場合は、色彩・形態及び意匠を工夫し、 修景を行うなど宍道湖景観に配慮すること）
		大きさ等	・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと
	⑬アーケード 広告物		・掲出不可
	⑭アーチ広 告物（※）	大きさ	・7㎡以内
		高さ	・地表から下端まで4.7m以上
位置		・幅員20m未満の道路	
⑮電柱、街灯 柱等広告物		・掲出不可	
⑯標識広告物		・掲出不可	
⑰自動販売機		・許可不要（適用除外）	

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2) 「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、宍道湖景観形成区域に許可不要（道標・案内図板等を除く）で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（宍道湖景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、松江市景観計画の色彩基準に配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法等	<b>【道標】</b> ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 ・目的地から 5 km以内に 4 個以下 ・1 案内 1 ㎡以内。但し集合案内広告の場合は 1 案内 1 ㎡、合計 3 ㎡以内 <b>野立広告物</b> （上記に加えて） ・道路面から高さ 3m以下 ・1 案内 1 ㎡、合計 2 ㎡以内 ・集合案内広告の場合は 1 案内 1 ㎡、1 面 3 ㎡、合計 6 ㎡以内 <b>電柱広告物</b> （上記に加えて） ・許可地域の基準に適合すること ・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とすること	要
		<b>【案内図板等】</b> ・住宅案内図、県内主要観光地を案内するものであること ・1 面 7 ㎡以内 ・道路面から高さ 5m以下 ※高さ 4 mを超える場合は有資格管理者必要（I-12 参照） ・けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/5 以下とすること	
		眺望保全	
	—	・適用除外	
自動販売機	—	・適用除外	不要

### 4-3 北堀町景観形成区域

#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、北堀町景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

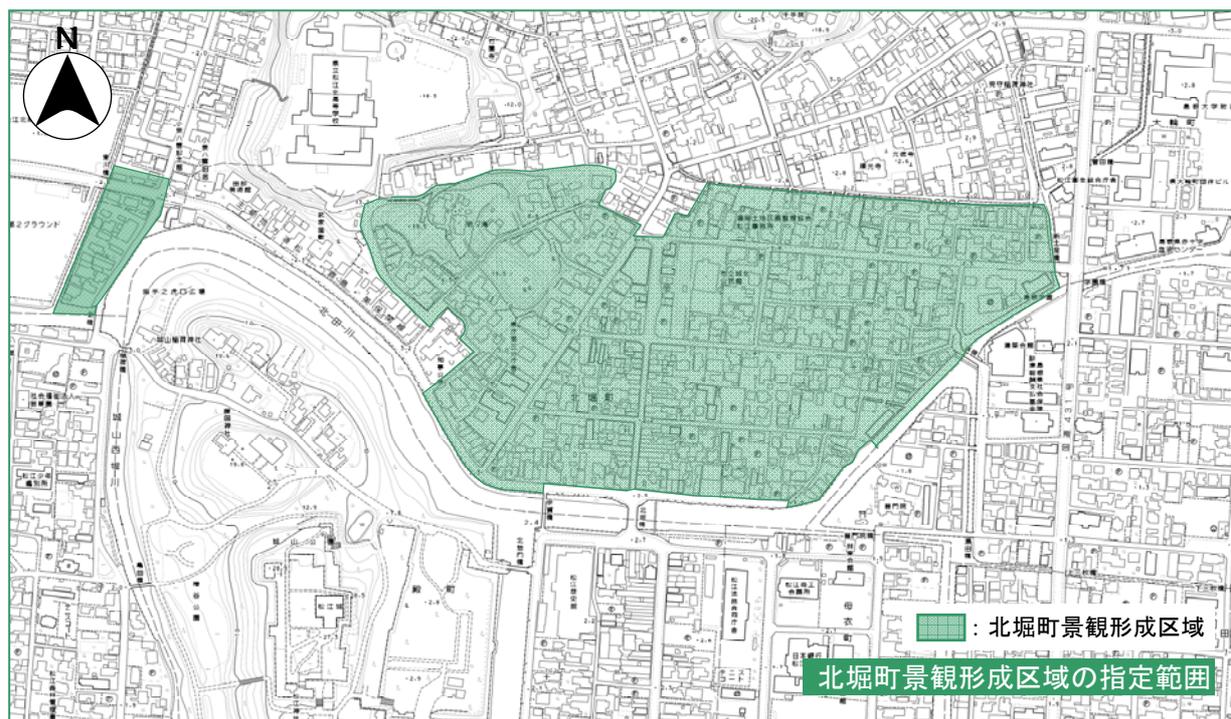
##### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

北堀町には、松江城や堀川、橋、松並木、道路、武家屋敷の屋敷割りなど江戸時代の情緒を感じる歴史的な町並み景観が残されているため、これらの建物や町並みの雰囲気と調和した広告物の掲出を図ります。

- ・ 明々庵（城見台）や千手院から眺めることのできる和瓦で統一された町並みに配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・ 低層の木造住宅が建ち並ぶ町並みに配慮し、広告物の高さを抑制します。
- ・ 城下町の風情に配慮した落ち着いたデザイン、色彩とします。

#### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である北堀町景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

北堀町景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（北堀町景観形成区域）
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く）</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総量規制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内</li> </ul>
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦2m、横1m以下</li> <li>・脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物		・掲出不可
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計5㎡以内	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> </ul>	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで12m以下</li> <li>・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下</li> <li>・1面5㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・1棟に1個まで</li> <li>・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ、長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> <li>・突き出す長さ0.6m以下</li> </ul>
	⑪野立広告物（※）	その他	・建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・合計5㎡以内
		高さ	・地表から上端まで6m以下
⑫特殊装置広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出不可</li> </ul>	
⑬アーケード広告物			
⑭アーチ広告物			
⑮電柱・街灯柱広告物			
⑯標識広告物			
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

(※) 一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、北堀町景観形成区域に許可不要（道標・案内図板等を除く）で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（北堀町景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が3㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法等	<p>【道標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称・距離・方向のみであること</li> <li>・相互間距離50m以上</li> <li>・同一目的の広告は、相互間距離200m以上</li> <li>・目的地から5km以内に4個以下</li> <li>・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内</li> </ul> <p>野立広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路面から高さ3m以下</li> <li>・1案内1㎡、合計2㎡以内</li> </ul> <p>集合案内広告の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内</p> <p>電柱広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可地域の基準に適合すること</li> </ul>	要
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

#### 4-4 清光院下景観形成区域

##### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、清光院下景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

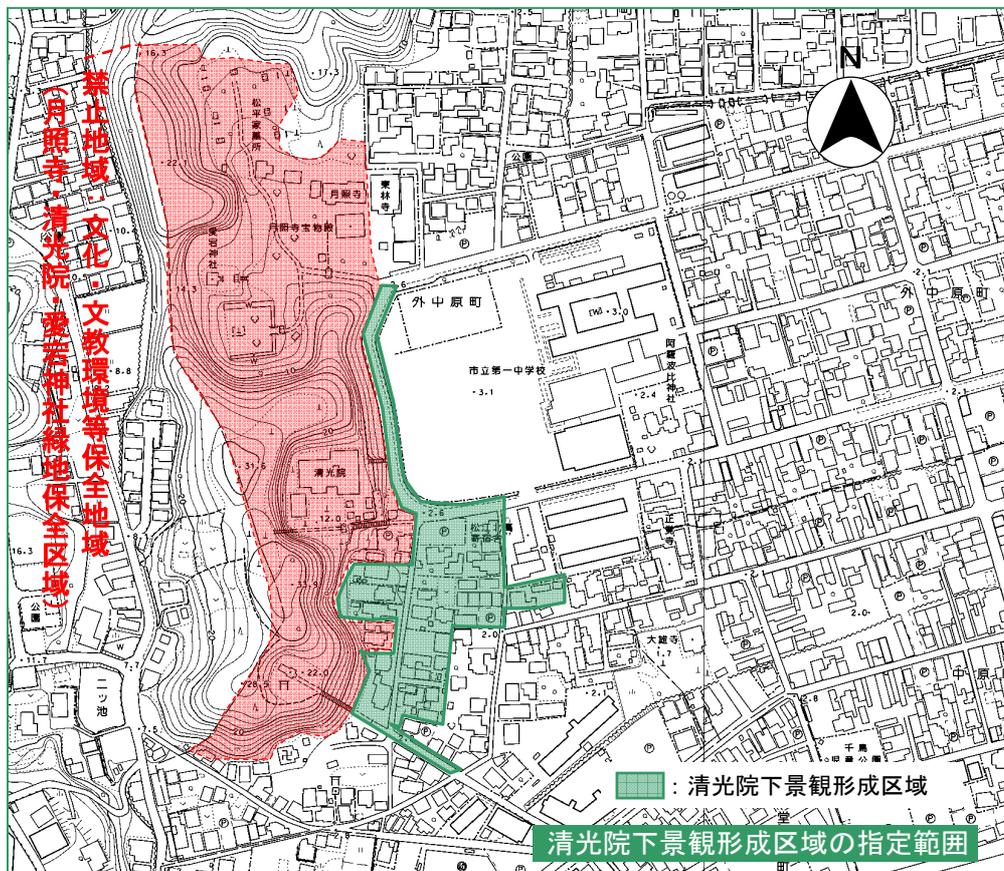
##### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

清光院下景観形成区域は、開府以来の名刹である清光院や松江松平家の菩提寺である月照寺を地区の象徴とし、城下町松江の歴史と伝統を感じさせる落ち着いた佇まいが残されているため、これらの建物や町並みの雰囲気と調和した広告物の掲出を図ります。

- ・ 歴史ある寺社のふもとの落ち着きある良好な住環境と、緑地保全区域の四季折々の表情豊かな自然環境に配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・ 低層の木造住宅が建ち並ぶ町並みに配慮し、広告物の高さを抑制します。
- ・ 建物や町並みの雰囲気に配慮した落ち着きのあるデザイン、色彩とします。

##### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である清光院下景観形成区域のうち、禁止地域（文化・文教環境等保全地域）を除く区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は鳥根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要があります。

### (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

清光院下景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（清光院下景観形成区域）
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く）</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・色彩は落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総量規制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内</li> </ul>
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦2m、横1m以下</li> <li>・脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物		・掲出不可
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計5㎡以内	
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> </ul>	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで12m以下</li> <li>・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下</li> <li>・1面5㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・1棟に1個まで</li> <li>・主たる面を横長（縦/横<math>\leq</math>1）とすること</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ、長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> <li>・突き出す長さ0.6m以下</li> </ul>
		その他	・建築物の上端から突き出さないこと
	⑪野立広告物（※）	大きさ	・合計5㎡以内
		高さ	・地表から上端まで6m以下
⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可	
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、清光院下景観形成区域に許可不要（道標・案内図板等を除く）で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（清光院下景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が3㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法等	<b>【道標】</b> ・名称・距離・方向のみであること ・相互間距離50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離200m以上 ・目的地から5km以内に4個以下 ・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内 <b>野立広告物</b> （上記に加えて） ・道路面から高さ3m以下 ・1案内1㎡、合計2㎡以内 ・集合案内広告の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内 <b>電柱広告物</b> （上記に加えて） ・許可地域の基準に適合すること	要
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

## 4-5 北殿町惣門橋通り景観形成区域

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、北殿町惣門橋通り景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

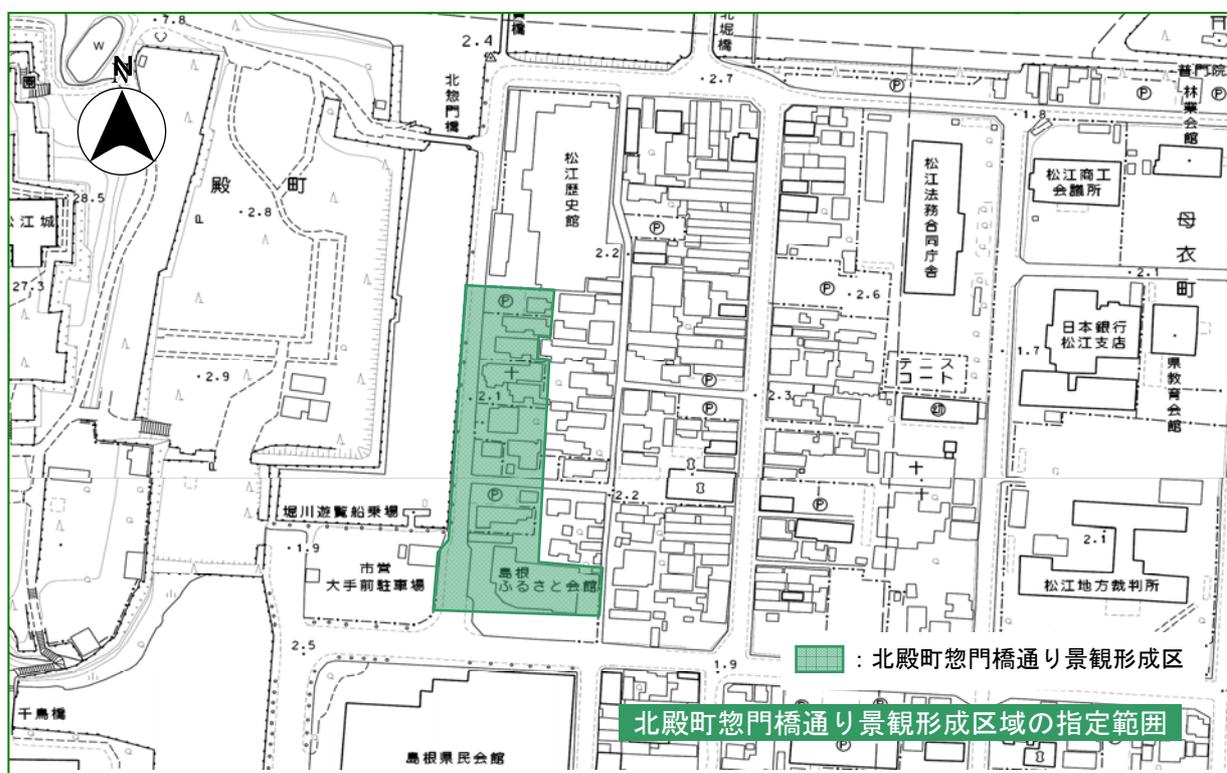
#### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

本区域は閑静な住宅地にありながら、松江城や松江歴史館と隣接しているため、通勤・通学で市民が往来するとともに多くの観光客が回遊します。城下町の風情をより感じさせる景観を創造していくため、加えて落ち着いた住環境の形成を図るために広告物の掲出を誘導します。

- ・ 城山公園や内濠など周辺景観と調和した落ち着いたきのある良好な住環境に配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・ 歴史的景観や落ち着いた町並みと調和したデザイン、色彩とします。
- ・ 色彩は、けばけばしいものは避け、都市景観を損なわないものとします。

### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である北殿町惣門橋通り景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成 25 年 9 月 2 日 都第 342 号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要があります。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

北殿町惣門橋通り景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（北殿町惣門橋通り景観形成区域）
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総 量 規 制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内</li> <li>・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の1/3以内</li> </ul>
簡 易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦2m、横1m以下</li> <li>・脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下
気球の大きさ		・直径3m以下	
広告物の大きさ		・幅1.5m、長さ15m以下	
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	
	位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること）</li> <li>・広告物の高さ（支柱部分を含む）が建築物の高さの1/3以下</li> <li>・1面20㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・1棟に1個まで</li> <li>・主たる面を横長（縦/横<math>\leq</math>1）とすること</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根・壁面の各面積の1/2以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合20+（壁面面積-500）×4%㎡以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合40+（壁面面積-1,000）×1%㎡以内</li> </ul>
		その他	・勾配屋根に表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・1壁面合計20㎡以内
		位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと
		高さ	・12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること）
	⑪野立広告物	その他	・建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・1面0.5㎡、合計1㎡以内
		高さ	・上端まで3m以下
⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可	
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、北殿町惣門橋通り景観形成区域に許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（北殿町惣門橋通り景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的とし ない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計1㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

## 4-6 石橋一区景観形成区域

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、石橋一区景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

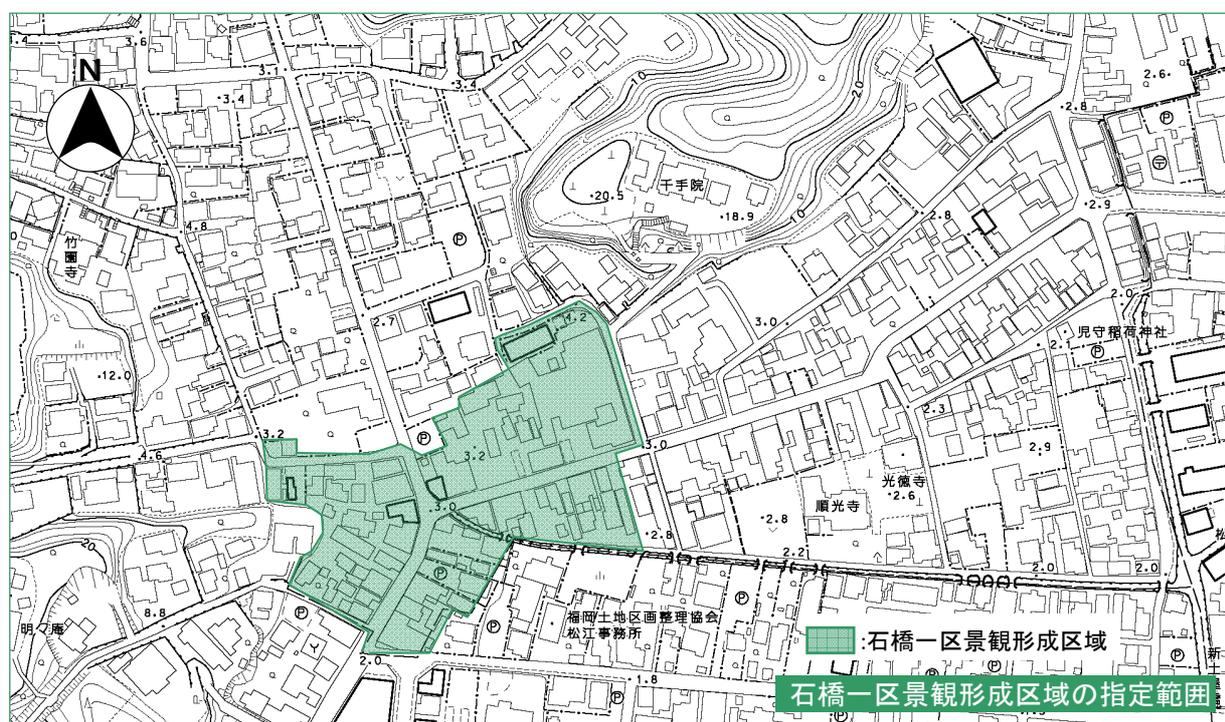
#### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

石橋一区は、和瓦屋根の低層住宅が並び、城下町松江の歴史と伝統を感じさせる町人町の景観を残す町並みとなっています。広告物は、主に商店が並ぶ市道北堀石橋線（旧本庄街道）沿いに掲出されており、町人町の風情に配慮した落ち着いたデザイン、色彩となるように誘導を図ります。

- ・松江城、千手院から眺望できる和瓦が並ぶ町並みに配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・城下町の風情に配慮した落ち着きのあるデザイン、色彩とします。
- ・低層の住宅が建ち並ぶ町並みに配慮し、広告物の面積、高さを抑制します。

### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である石橋一区景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

石橋一区景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（石橋一区景観形成区域）
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く）</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・色彩は落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総量規制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内</li> </ul>
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦2m、横1m以下</li> <li>・脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物		・掲出不可
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計5㎡以内	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> </ul>	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで12m以下</li> <li>・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下</li> <li>・1面5㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・1棟に1個まで</li> <li>・主たる面を横長（縦/横<math>\leq</math>1）とすること</li> <li>・最上階の屋根には設置しないこと</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内
		その他	・屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・1壁面合計5㎡以内
		高さ	・12m以下
		道路境界線から突き出す高さ、長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> <li>・突き出す長さ0.6m以下</li> </ul>
⑪野立広告物（※）	その他	・建築物の上端から突き出さないこと	
	大きさ	・合計5㎡以内	
	高さ	・地表から上端まで6m以下	
	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物		・掲出不可
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1. (2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、石橋一区景観形成区域に許可不要（道標・案内図板等を除く）で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（石橋一区景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が7㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑪ 道標・ 案内図板等	大きさ 表示方法等	<p>【道標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称・距離・方向のみであること</li> <li>・相互間距離50m以上</li> <li>・同一目的の広告は、相互間距離200m以上</li> <li>・目的地から5km以内に4個以下</li> <li>・1案内1㎡以内。但し集合案内広告の場合は1案内1㎡、合計3㎡以内</li> </ul> <p>野立広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路面から高さ3m以下</li> <li>・1案内1㎡、合計2㎡以内</li> </ul> <p>集合案内広告の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内</p> <p>電柱広告物（上記に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可地域の基準に適合すること</li> </ul>	要
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

## 4-7 内中原町景観形成区域

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、内中原町景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

#### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

内中原町は、町内を堀川に囲まれており、閑静な住宅地と比較的大きな公共施設や高層な建物が混ざり合った町並みとなっております。都市的な町並みに堀川と城山の自然が調和した風情に配慮した落ち着いたデザイン、色彩となるように誘導を図ります。

- ・松江城天守からの眺望に配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・城下町の風情に配慮した落ち着きのあるデザイン、色彩とします。
- ・低層の住宅が建ち並ぶ町並みに配慮し、広告物の面積、高さを抑制します。

### (2) 指定する範囲

景観計画重点区域である内中原町景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



#### 【A区域の範囲】

(左図の①～⑤の境界は以下のとおり)

①～②：堀川に面する敷地

②～③、③～④、④～⑤：

市道図書館西通線の道路境界線から10m線界

※行為が他の区域にまたがる場合、行為の全てにA区域の基準を適用する。

この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成31年4月22日 都第56号)  
地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

### (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

内中原町景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（内中原町景観形成区域）
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・ 色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること</li> <li>・ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと</li> <li>・ 眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総 量 規 制			・ 1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内
簡 易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・ 1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・ 1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦2m、横1m以下</li> <li>・ 脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・ 1枚1.5㎡以内
		その他	・ 車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・ 1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物		・ 掲出不可
⑦広告幕	大きさ	・ 1壁面合計20㎡以内	
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・ 歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> </ul>	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A区域：地表から上端まで12m以下</li> <li>・ B区域：地表から上端まで15m以下</li> <li>・ C区域：地表から上端まで25m以下</li> <li>・ 広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下</li> <li>・ 1面5㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・ 1棟に1個まで</li> <li>・ 主たる面を横長（縦/横<math>\leq</math>1）とすること</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・ 壁の各面積の1/3以内かつ10㎡以内
		その他	・ 屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・ 1壁面合計5㎡以内
		高さ	・ 12m以下
		道路境界線から突き出す高さ、長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車道 地表から下端まで4.7m以上</li> <li>・ 歩道 地表から下端まで2.5m以上</li> <li>・ 突き出す長さ0.6m以下</li> </ul>
	⑪-1 野立広告物（※） （自家用広告物）	その他	・ 建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・ 合計10㎡以内
	⑪-2 野立広告物（※） （非自家用広告物）	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 地表から上端まで7m以下</li> <li>・ 広告板 地表から上端まで6m以下</li> </ul>
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 地表から上端まで7m以下</li> <li>・ 広告板 地表から上端まで6m以下</li> </ul>
⑪-3 野立広告物（※） （非自家用広告物のうち、案内用のもの）	表示位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互間距離100m以上、かつ、国道及び鉄道からの距離100m以上（地形等の理由により100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと）</li> </ul>	
	表示内容	・ 名称、距離、方向のみであること	
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1案内1面1㎡、合計2㎡以内</li> <li>・ 集合広告物の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内</li> </ul>	
	高さ	・ 地表から上端まで3m以下	
	表示位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互間距離50m以上</li> <li>・ 同一目的の広告は、相互間距離200m以上</li> </ul>	
	個数	・ 目的地から5km以内に4個以下	

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（内中原町景観形成区域）
一般 広 告 物	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物		・掲出不可
	⑮電柱、街灯柱等広告物 (※)	個数	・突出し 1本1個、巻付け 1本1個
		大きさ	・突出し 縦1.2m、横0.45m以下 ・巻付け 縦1.8m以下
		突出しの高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
		突出しの取り付け部分の長さ	・0.5m以下
		その他	・直塗りしないこと
	⑯標識広告物		・掲出不可
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

(※) 一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

#### （４）適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1.（２）「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、内中原町景観形成区域に許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（内中原町景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的とし ない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計7㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

## 4-8 大手前通り景観形成区域

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、大手前通り景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

#### ■ 広告物景観形成の基本的な考え方

この地区は、松江市の文化・観光の拠点である松江城に隣接し、松江城の玄関口として重要な役割を担っています。松江市を代表する歴史的景観の形成・保全を図り、観光地としての魅力の向上を図り、加えて周辺の落ち着いた町並みと調和した快適な住環境の形成を図るための広告物の掲出を誘導します。

- ・ 主要地方道松江鹿島美保関線及び県道本庄福富松江線から望む松江城の眺望に配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・ 歴史的景観や落ち着いた町並みと調和したデザイン、色彩とします。
- ・ 色彩は、けばけばしいものは避け、都市景観を損なわないものとします。

### (2) 指定する範囲

大手前通り地区計画の区域のうち、伝統美観保存区域の一部と北殿町惣門橋通り景観形成区域を除く区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成 25 年 9 月 2 日 都第 342 号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要があります。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

大手前通り景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（大手前通り景観形成区域）
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること</li> <li>・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること</li> </ul>
総 量 規 制			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内</li> <li>・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の1/3以内</li> </ul>
簡 易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦2m、横1m以下</li> <li>・脚部の高さ0.5m以下</li> </ul>
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下
		気球の大きさ	・直径3m以下
広告物の大きさ		・幅1.5m、長さ15m以下	
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	
	位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること）</li> <li>・広告物の高さ（支柱部分を含む）が建築物の高さの1/3以下</li> <li>・1面20㎡以内</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと</li> <li>・1棟に1個まで</li> <li>・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること</li> </ul>
	⑨直接表示広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根・壁面の各面積の1/2以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合20+（壁面面積-500）×4%㎡以内</li> <li>・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合40+（壁面面積-1,000）×1%㎡以内</li> </ul>
		その他	・勾配屋根に表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・1壁面合計20㎡以内
		位置	・車道及び歩道にはみ出さないこと
		高さ	・12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること）
	⑪野立広告物	その他	・建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・1面0.5㎡、合計1㎡以内
	⑪野立広告物	高さ	・上端まで3m以下
⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物			・掲出不可
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

（※）一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

(4) 適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章1.(2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、大手前通り景観形成区域に許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（大手前通り景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 (要協議)
⑧ 営利を目的とし ない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 (要協議)
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計1㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

## 5. 広告物活用区域

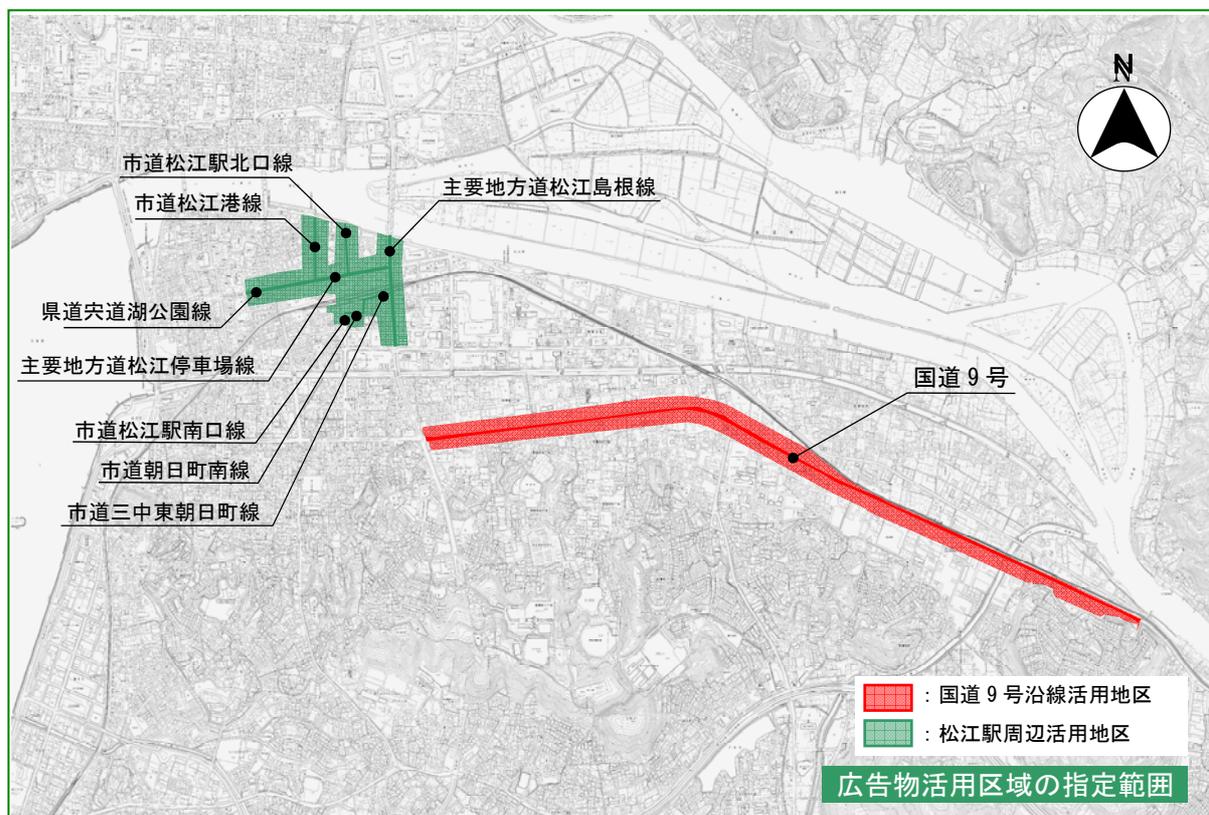
### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

広告物活用区域に指定する区域及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：賑わいと活気のある街並みや街路景観	
指定区域の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>商業地域などのように、活気と賑わいのある都市的な市街地を形成し、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を対象とします。</p> <p>範囲としては、中心市街地である松江駅周辺地域や、自動車販売店、量販店などが連たんする国道9号沿線の準工業地域を中心とした範囲を指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 活気と賑わいの創出に寄与し、見る人にやさしく圧迫感を与えないような基準を設定します。</li> <li>➔ 屋外広告物が多く掲出されている地区では、効果的な情報伝達や交通安全が守られるよう共同看板化するなど工夫し、広告物の整序を行います。</li> <li>➔ 主要な展望地から見える地区については、眺望景観に配慮し、屋上広告物の掲出又は色彩規制を行います。</li> </ul>

### (2) 指定する範囲

広告物活用区域に指定する区域は以下に示す道路及び当該道路の両側 50mの区域（一部を除く）です。



この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要があります。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物活用基準

広告物活用区域内での屋外広告物の広告物活用基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	許可基準		
		国道9号沿線活用地区	松江駅周辺活用地区	
共通事項		・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること		
総量規制 ⑦広告幕、⑧屋上広告物、⑨直接表示広告物、⑩突出広告物の合計		・1壁面の面積の1/2以内	・1壁面の面積の1/2以内、かつ、120㎡以内	
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・1枚1㎡以内	
	②貼り札	大きさ	・1枚0.3㎡以内	
	③立看板	大きさ	・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下	
	④旗及びのぼり	大きさ	・1枚1.5㎡以内	
		その他	・車道及び歩道にはみ出さないこと	
	⑤置看板	大きさ	・1面1㎡、合計2㎡以内	
	⑥気球広告物	気球の高さ	・地上から50m以下	
気球の大きさ		・直径3m以下		
広告物の大きさ		・幅1.5m、長さ15m以下		
⑦広告幕	大きさ	・1壁面合計20㎡以内	・1壁面合計20㎡以内（ただし、ガイドレールのあるけんすい幕については幅1.5m、長さ15m以下、3個以内）	
	高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上		
⑧屋上広告物（※）	大きさ	・1面100㎡、合計400㎡以内 ・この内、非自家用広告物は1面20㎡、合計80㎡以内		
	高さ	・地表から上端まで51m以下 ・広告物の高さ（支柱部分を含む）が建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下		
	その他	・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること		
⑨直接表示広告物（※）	大きさ	・屋根・壁面の各面積の1/2以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 20+（壁面面積-500）×4%㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合 40+（壁面面積-1,000）×1%㎡以内 ・この内、非自家用広告物は1壁面20㎡以内		
		・1壁面20㎡以内（ただし、複合の場合は1壁面60㎡以内（1広告は20㎡以内））		
	⑩突出広告物（※）	道路境界線から突き出す高さ	・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上	
		道路境界線から突き出す高さ	・0.6m以下	
その他	その他	・建築物の上端から突き出さないこと		

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準	
			国道9号沿線活用地区	松江駅周辺活用地区
一般 広 告 物	⑪-1 野立広告物(※) (自家用広告物)	大きさ 高さ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内総面積 60㎡以内</li> <li>・高さ 地表から上端まで 【10mを超え 15m以下の場合】</li> <li>・個数：1個</li> <li>・面積：1面 25㎡、合計 50㎡以内 【10m以下の場合】</li> <li>・面積：1面 15㎡、合計 30㎡以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地内総面積 30㎡以内(ただし、複合の場合は、40㎡以内)</li> <li>・高さ 地表から上端まで 10m以下</li> <li>・面積 1面 15㎡、合計 30㎡以内(ただし、複合の場合は、地表から上端までの高さ 15m以下、面積 1面 20㎡、合計 40㎡以内、1敷地内総面積 40㎡以内)</li> </ul>
	⑪-2 野立広告物(※) (非自家用広告物)	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1面 15㎡、合計 30㎡以内(ただし、20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が1面 15㎡、合計 30㎡以内)</li> </ul>	
		表示位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互間距離 100m以上</li> <li>・国道及び鉄道からの距離 100m以上。 (ただし、地形等の理由により 100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと)</li> </ul>	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔 地表から上端まで 10m以下</li> <li>・広告板 地表から上端まで 6m以下</li> </ul>	
	⑪-3 野立広告物(※) (非自家用広告物のうち、案内用のもの)	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、距離、方向のみであること</li> </ul>	
		大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1案内 1㎡、合計 2㎡以内</li> <li>・集合広告物の場合は1案内 1㎡、1面 5㎡、合計 10㎡以内</li> </ul>	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から上端まで 6m以下</li> </ul>	
		表示位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互間距離 50m以上</li> <li>・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上</li> </ul>	
		個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的地から 5km以内に 4個以下</li> </ul>	
	⑫特殊装置広告物	大きさ 表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと</li> </ul>	
	⑬アーケード広告物(※)	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 2㎡以内</li> <li>・歩道 1㎡以内</li> </ul>	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで 4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで 2.5m以上</li> </ul>	
	⑭アーチ広告物(※)	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30㎡以内</li> </ul>	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表から下端まで 4.7m以上</li> </ul>	
		位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員 20m未満の道路</li> </ul>	
⑮電柱、街灯柱等広告物(※)	個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出し 1本1個、巻付け 1本1個</li> </ul>		
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出し 縦 1.2m、横 0.45m以下</li> <li>・巻付け 縦 1.8m以下</li> </ul>		
	突出しの高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道 地表から下端まで 4.7m以上</li> <li>・歩道 地表から下端まで 2.5m以上</li> </ul>		
	突き出しの取り付け部分の長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5m以下</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直塗りしないこと</li> </ul>		

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準	
			国道9号沿線活用地区	松江駅周辺活用地区
一般広告物	⑯ 標識 広告物	バス停留所 非照明式	大きさ	・1面0.25㎡以内 ・表示面の最下端部に設けること
		バス停留所 照明式	大きさ	・表示面の広さの1/3以内 ・表示面の最下端部に設けること
	⑰ 自動販売機			・適用除外（許可不要）

(※) 一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び管理者の設置が必要（I-13, 14参照）

#### (4) 適用除外基準

第Ⅲ章1.(2)「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、広告物活用区域に許可不要で掲出することができる広告物は、以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（広告物活用区域）
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること（要協議）
⑧ 営利を目的と しない広告物	大きさ	・許可地域の基準に適合すること（要協議）
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
自動販売機	—	・適用除外

## 6. 眺望保全区域

### 6-1 展望保全区域

#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

展望保全区域の範囲及び基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：主要な展望地からの良好な眺望景観	
指定範囲の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>景観計画において、主要な展望地に位置付けられ、良好な眺望景観を保全する必要がある区域を展望保全区域として指定します。</p> <p>展望保全区域の範囲は、主要な展望地からの可視範囲を一定距離で指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 山の稜線の眺望を妨げない、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないなど景観計画の景観形成基準に即し規制を設けます。</li> <li>→ 周囲の景観と調和するよう、けばけばしい色彩は避けるなどの基準を設け、眺望景観の保全を図ります。</li> </ul>

#### (2) 指定する範囲

展望保全区域の範囲は下図のとおりです。この区域内の主要な展望地（松江城、田和山史跡公園、大塚山公園）から展望できる広告物が対象となります。



### (3) 設置基準

展望保全区域における屋外広告物の設置基準は、本章1.～5.に定める基準に加え、上乘せ基準として以下のとおり定めます。

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	設置基準（展望保全区域）
⑦広告幕 ⑧屋上広告物 ⑨直接表示広告物	位置規模	・眺望景觀に著しい支障を与えない広告物の位置及び規模とすること
	高さ	【松江城】 ・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げないこと ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないこと 【田和山史跡公園】 ・宍道湖対岸の水際線及び北山山系の稜線の眺望を妨げないこと 【大塚山公園】 ・南、西、北方向の中海対岸の水際線及び東方向の弓ヶ浜半島の稜線の眺望を妨げないこと
	色彩	・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とし、白・グレー又は建築物と類似色を用いるなど、周囲と調和した色彩とすること

## 6-2 眺望空間保全区域

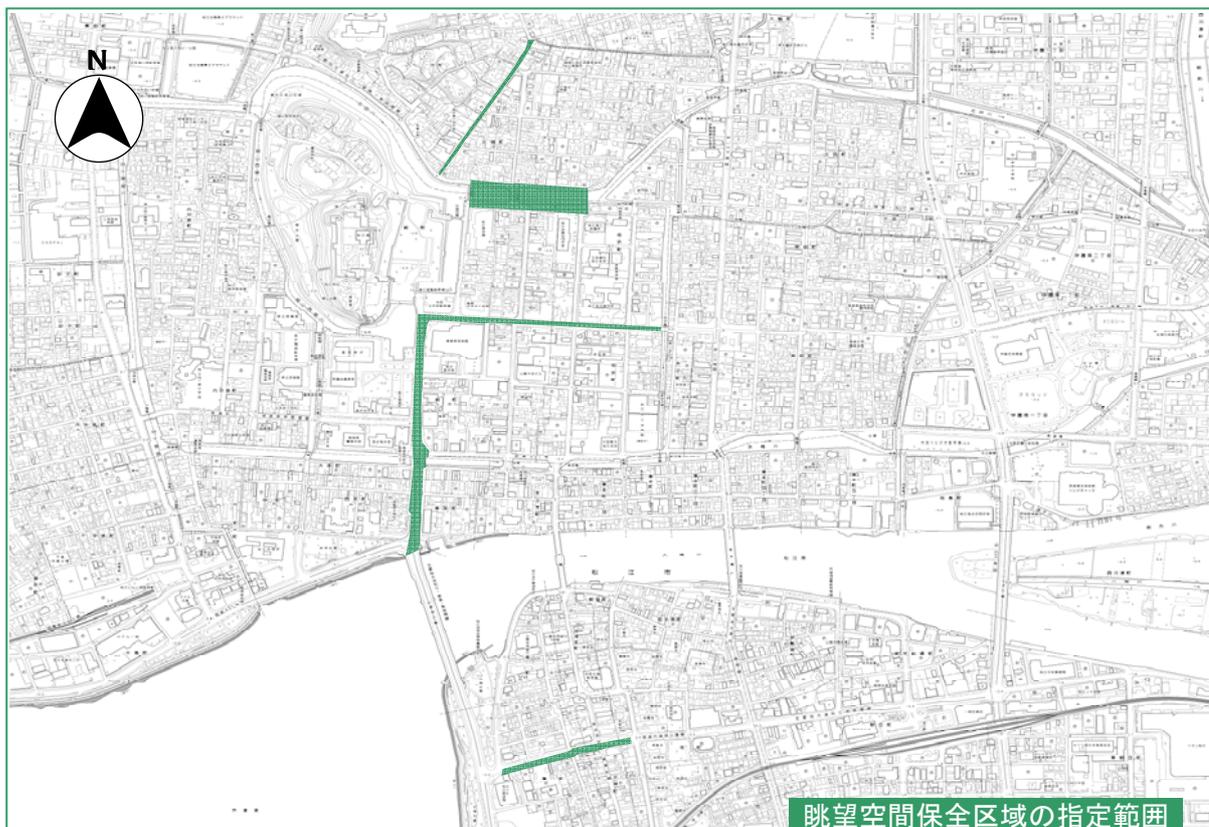
### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

眺望空間保全区域の範囲及び基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：松江城や宍道湖を眺望できる空間	
指定範囲の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>景觀計画において、景觀重要公共施設に位置付けられるなど、松江城や宍道湖の眺望景觀を保全する必要がある場所を指定します。</p> <p>眺望空間保全区域の範囲は、城山の森に天守が浮かぶ姿や宍道湖を望める道路及び河川を指定します。</p>	<p>→ 松江城や宍道湖を眺望できる空間を確保するための規制・誘導を行います。</p>

## (2) 指定する範囲

眺望空間保全区域の範囲は下図のとおりです。



上図の道路及び河川並びにこれらに接する敷地を対象とする。

この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

## (3) 設置基準

眺望空間保全区域における屋外広告物の設置基準は、本章1.～5.に定める基準に加え、上乘せ基準として以下のとおり定めます。

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	設置基準（眺望空間保全区域）
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非自家用広告物の掲出不可</li> <li>・松江城又は宍道湖の眺望を妨げるような広告物は設置しないよう配慮すること</li> <li>・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とするよう配慮すること</li> <li>・道路や河川にはみ出さないこと</li> </ul>

### 6-3 水辺景観保全区域

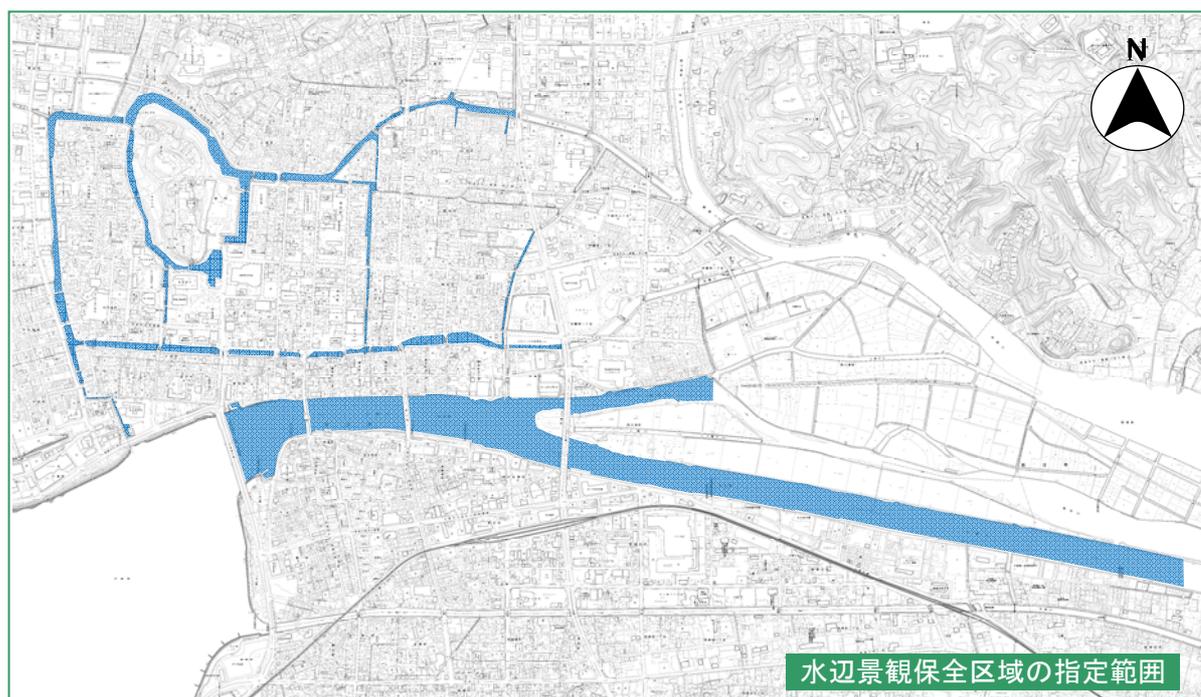
#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

水辺景観保全区域の範囲及び基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：水の都松江ならではの情緒あふれる水辺景観	
指定範囲の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>水の都松江ならではの景観の創出を図る必要がある市街地部の水辺を指定します。</p> <p>具体的には、松江市景観計画第1章7-2「水辺の屋上広告物」に定める範囲とします。</p>	<p>→ 特に面積が大きくなりがちな屋上広告物に対し、潤いと安らぎを感じながらも、町の賑わいが調和するよう形態・意匠、色彩などの基準を設けます。</p>

#### (2) 指定する範囲

水辺景観保全区域の範囲は下図のとおりです。



市街化区域内における大橋川及び市道北松江停車場恵曇線から主要地方道松江島根線までの松江堀川の水辺又は水辺に面する公共用地等に接する敷地を対象とする。

この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成25年9月2日 都第342号)  
 地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要があります。

### (3) 設置基準

水辺景観保全区域における屋外広告物の設置基準は、本章 1. ～ 5. に定める基準に加え、上乘せ基準として以下のとおり定めます。

広告物・掲出物件の種類	基準の項目	設置基準（水辺景観保全区域）
⑧屋上広告物	規模	・ 高さは建築物の地上からの高さの 1/10 以下とすること
	形態・意匠	・ 道路や河川から支柱が見えないようにすること ・ 形態は建築物と一体的にすること ・ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅するものは使用しないこと
	色彩	・ けばけばしい色彩は 1 表示面の 1/2 以下とするよう配慮すること ・ 建築物と同系色とするよう努めること ・ 蛍光塗料は使用しないこと
	その他	・ 自家用広告物を除き設置は控えること ・ 勾配屋根に設置は控えること

## 7. 広告物協定地区

### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

広告物協定地区の認定及び基準についての基本的な考え方は以下のとおりです。

『保全』『創造』『継承』すべきもの：自らの地区にふさわしい良好な景観	
協定地区の基本的な考え方	基準の基本的な考え方
<p>地域のまちなみと屋外広告物が調和した良好な景観をつくりだすために、その地区に住んでいる人々が屋外広告物の色彩や意匠などについて、松江市屋外広告物条例の範囲内で自らの地区にふさわしい屋外広告物のルールづくり（協定）を行い、市長が認定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 松江市屋外広告物条例の範囲内で自らの地区にふさわしい自主的な取り決めを定めます。</li> <li>➔ 協定事項は、協定地区内の広告物等の形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法に関して定めます。</li> <li>➔ 地元関係者の自主的な発想による景観づくりを尊重します。</li> </ul>

### (2) 協定地区

該当なし